

運用とさせていただきたいと思いますので、併せてご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴者はございません。

続いて報道関係者は、軽井沢新聞となります。

傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございしますので、その取扱いには十分ご留意願います。

会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。

ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等は行わないようにしてください。

ここで、大変申し訳ありませんが、議題に変更がございしますので報告させていただきます。

次第をご覧ください。

本日議題(4)軽井沢町の治安状況について、軽井沢警察署の生活安全刑事課の方にお越しいただき、講話を予定しておりましたが、本日、お昼前になりますが、急遽対応しなければならない案件が発生したため、会議に出席できないとのご連絡がありました。大変申し訳ありませんが、議題(4)については、変更させていただければと思います。

以上になります。

2. 町長あいさつ

【事務局A】（●●●●●●）

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

続きまして、【町長】（土屋三千夫町長）よりあいさつを申し上げます。

【町長】（土屋三千夫町長）

本日は、ご多忙のなか、軽井沢町風俗審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、平素より、町環境政策に対しまして、特段のご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

この風俗審議会ですが、町の風俗を醇化し、国際親善文化観光都市としての良い伝統を維持することを目的に、昭和33年に制定され

先程ごあいさつをさせていただきました【町長】(土屋三千夫町長)です。同じく理事者になります、【副町長】(小林信嗣副町長)です。以上となりますが、皆様、よろしくお願いいたします。

議題 (1)委員長の選出について

【事務局 A】(●●●●●●●)

議題 (1)について、事務局から説明を申し上げます。

【事務局 B】(●●●●●●●●●●)

軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例第 4 条の規定により、委員長は委員の互選により選出することとなっております。委員の皆様、ふさわしいと思う方がいらっしゃれば推薦をお願いいたします。

【F 委員】(●●●●●●●)

【A 委員】(●●●●●●●) を推薦いたします。

【事務局 A】(●●●●●●●)

ただいま、【A 委員】(●●●●●●●) を推薦いただきました。委員長選出について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成委員挙手)

【事務局 A】(●●●●●●●)

全委員賛成ですので、【A 委員】(●●●●●●●) を委員長とする承認が得られました。

ここからは、軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例第 5 条の規定により、委員長が会務を総理し、審議会の代表となりますので、【委員長】(●●●●●●●●) に議事進行をお願いいたします。

【委員長】(●●●●●●●●)

区長会を代表して参加しております、【委員長】(●●●●●●●●) と申します。

よろしくお願いいたします。

ご推薦・ご承認いただきありがとうございました。

それでは、ここから進行を務めさせていただきます。次の議題へ移る前に、軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、職務代理者を選出したいと思っております。

職務代理者を【F 委員】(●●●●●●●) をお願いしたいと思って

おりますが、【F委員】（●●●●●●●）にお願いできますでしょうか。

【F委員】（●●●●●●●）
よろしくお願ひいたします。

【委員長】（●●●●●●●●）
ありがとうございます。

【F委員】（●●●●●●●）より承認いただきましたので、【F委員】（●●●●●●●）を職務代理者とさせていただきます。

議題 (2)「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」一部改正について

【委員長】（●●●●●●●●）
それでは、議題 (2)になります。
「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」一部改正について、事務局より説明をお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●●●●●）
それでは、「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」の一部改正について説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

お手元にお配りの『資料1』をご覧ください。

昨年度の風俗審議会で説明させていただいている内容と重複しておりますが、委員改選により初めて説明させていただく方がいらっしゃるようですので再度説明させていただきます。

この要綱は「軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例」の目的を達成するため、これらの施策に対する町長、事業者、住民のそれぞれの責務を明らかにし、その推進を図ることにより、町民憲章に示すかおり高い伝統である良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために必要な事項を定める趣旨により、昭和51年に制定されたものになります。

改正の内容について説明させていただきます。

貸自転車業を営む者に係る規定が時代の変化に伴い実情に適していないこと及び貸自転車業の届出が、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例に規定します事前協議の手續きと重複していることから改正を行いたいというものになります。

『資料1』の新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後になり、改

正する箇所を赤字により記載しております。

『資料1』の3ページをご覧ください。中ほど3交通安全の保持として要綱第15に貸自転車を行う者の届出、要綱第16・17は貸自転車業を行う者の安全義務について記載されております。要綱制定当時、貸自転車に特化した交通安全の規制の意図があったと想定はされますが、時代の変化もあり現在は、電動貸自転車、電動キックボード他様々なモビリティが出現していること、また、道路交通法があり、交通安全については、警察の方々と連携しながら貸自転車だけにとどまらず啓発活動を実施しております。

現在は「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」が施行されておりますので、条例に基づき、事前協議をすることになっております。こうした状況でありますので、貸自転車業の届出の記載や貸自転車に特化した交通安全の記載は時代の変化に伴い見直し、削除したいと考えます。

次に、4ページをお願いします。

右側改正前の第20の服装等の制限になります。

(1)で極端に露出した服装や、室内着で外出しないことになりましたが、この条文の室内着を削除したいというものになります。

過去の議事録を確認したところ、要綱制定時に浴衣での外出が好ましくないとのことで規定しておりました。現在は、室内着の定義が難しいことから、この部分を削除したいと考えます。

そのほか、ただいま説明しました内容に沿って、関係する書式等を削除するものになります。

なお、この内容については、昨年の自然保護対策要綱改正関係と一緒にパブリックコメントで意見聴取しましたが意見はございませんでした。

この場を持って内容についてお諮りさせていただき、皆様の賛同を得て改正する意向とさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

【委員長】(●●●●●●●●)

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【B委員】(●●●●●●●)

この改正は、第15から第17を削除したことと、一部緩和されたことと思います。お聞きしたいことがあります。2ページ目の改正前後の第10、第11になりますが、第10は、届出をするときの様式だと思えます。第11の方は、規制の基準の遵守ですが、4ページの別記(第

10関係)、改正前ですと別記第1(第10関係)とありますが、第10関係ですと届出の様式のこと、第11が規制の基準に関することではないかと思うのですが、そうすると、4ページの第10関係は、第11になるのではないのでしょうか。

【事務局A】(●●●●●●●)

お答えいたします。

【B委員】(●●●●●●●)ありがとうございます。

ご指摘のとおりですので、追加で修正させていただきたいと思っております。

【委員長】(●●●●●●●)

ほかに意見等はございますか。

無いようですのでそれでは、挙手による表決をとらせていただきます。

原案のとおり、本件の承認について賛成する方は挙手願います。

(賛成委員挙手)

【委員長】(●●●●●●●)

賛成多数により本件は承認といたします。

議題 (3)民泊事業に関する要望について(報告)

【委員長】(●●●●●●●)

それでは、議題(3)になります。

「民泊事業」に関する要望について、事務局よりお願いします。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

議題(3)「民泊事業」に関する県要望について報告させていただきます。

全国的に問題となっております民泊事業ですが、軽井沢町においても、騒音等の苦情が特定の民泊施設で顕著化し、恒常化している状況にあります。

住民からも多くの情報が寄せられ、静穏な住環境が脅かされているという声もあります。

今後さらに状況が悪化しないよう軽井沢町としても危機感と強い姿勢を再度明確にするとともに、県にも急ぎ対応していただきたいことから、長野県へ要望書として取りまとめ今年の11月11日に土屋町長より関副知事に要望書を手渡しました。

『資料 2 - 1』をお願いいたします。

時間の都合もごさいますので、経過等について要点のみ説明させていただきます。

2 ページをお願いします。

まず「民泊事業」とは、住宅の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供することで、表の左側の『旅館業法』による民泊と、右側の『住宅宿泊事業法』による民泊の2種類があります。

表の赤く囲った部分が「民泊事業」となります。

3 ページをお願いします。

「旅館業法と住宅宿泊事業法の主な違い」となります。

許認可等は、ともに長野県となりまして、旅館業法は許可、住宅宿泊事業法は届出となり、それぞれ営業可能な用途や日数などは記載のとおりです。

4 ページをお願いします。

「旅館業法改正及び住宅宿泊事業法施行前後の比較」ですが、施行前は、ペンションや民宿などの簡易宿所でも、客が宿泊している時間中に従業員が駐在し、注意喚起や対応ができていたため、騒音等のトラブルはありませんでした。

また、第一種低層住居専用地域内の宿泊サービスの提供は制限され、営業は認められていませんでした。

施行後は、従業員の駐在規定が緩和されたことに伴いまして、おおむね10分程度で職員等が駆けつけることで良くなりましたが、10分程度で駆けつけない、夜間に対応しないため、特定の施設では、騒音等のトラブルが恒常化しています。

第一種低層住居専用地域では、宿泊サービスの提供が可能となり、地域のルールを把握していない不特定多数の宿泊者が出入りすることによりまして、静穏な住環境が脅かされているといった実態があります。

5 ページをお願いします。

「民泊事業によって発生している問題」ですが、バーベキューによる騒音や煙、臭いといった苦情ほか記載の問題が発生しております。

これらの問題を解決するためには、宿泊者が滞在している時間は、営業者や従業員が駐在し、問題解決にあたっていただき、また、現在、佐久保健所と実施中ですが、引き続き長野県に情報提供し、連携して現場立ち合いを行い、無許可・無届営業を抑止していく必要があると考えています。

6 ページをお願いします。

「要望に当たっての町の考え方」ですが、軽井沢町内全域で民泊

営業を認めないことが最終目標となります。

最終目標に向けた内容ですが、まずは、『第一種低層住居専用地域内での営業を不可』としてもらうというものになります。

次に、『第一種住居地域内での営業の際は、旅館業法で規定している「緊急時に適切に対応できる体制の適用」は不可とし、宿泊者がいる間、営業者や管理人が駐在する条件を、県の旅館業法施行条例に明記してもらう』というものです。

町では、民泊事業の問題を解決するため、自然保護対策要綱を改正し、令和8年10月1日より簡易宿所における駐在規定を設け対応を行います。町の要綱による規制だけでなく、旅館業法における許認可権限を持つ長野県に、問題解決のため県の『旅館業法施行条例』を改正するよう要望するというものです。

7ページをお願いします。

「県への要望内容」ですが、1点目は、『条例によるゼロ日規制を認めるケースを緩和するよう国へ働きかけることについて』、2点目は、『旅館業施設へ営業時間中に営業従事者が駐在するよう条例で義務付けることについて』、3点目は、『引き続き民泊事業施設への監視・検査の強化を図ることについて』です。

『資料2-1』の説明は以上となりまして、『資料2-2』は関副知事に提出しました要望書の写しになります。

現在、長野県とゼロ日規制に向けた調整と佐久保健福祉事務所、軽井沢警察署と定期的に情報共有をする機会を設け対応を行っております。

議題(3)の説明は以上となります。

【委員長】(●●●●●●●●)

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【D委員】(●●●●●●●●)

2点ほど質問させていただきたいのですが、県に要望したゼロ日規制が認められた場合に、すでに営業している施設に対して波及効果はあるのでしょうか。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

お答えさせていただきます。

現在、県と調整を行っている段階ですが、現在営業している施設については、基本的には既存不適格、要は条例等が施行される前に営業を行っておりますので、一定の期間はそのまま営業ができるも

のになります。ただし、住宅宿泊事業については、事業継承ができないとお聞きしておりますので、今営業している方の代で一旦は終了することになろうかと思えます。

【D委員】(●●●●●●●●)

もう一点で、特定の施設でトラブルが恒常的に起こっているということですが、数少ない一部の事業者が対応しないということなのでしょうか。それともかなり広範囲にわたるものなのでしょうか。

【事務局A】(●●●●●●●●)

お答えいたします。

ごく一部の特定の施設でそういった騒音等の苦情が恒常化しているところもございまして、これが町内全域に悪い例として広まってしまう前に何か手を打たなければいけないという考えのもとで、長野県に要望させていただいた次第でございます。

【委員長】(●●●●●●●●)

ほかにございますか。

【B委員】(●●●●●●●●)

県条例の第5条ですか、80日以内とされているかとおもいますが、5月、7月、8月、9月は全部除きまして、そのほかの月はウィークデイも全部除かれますので、土日と祭日しかないと思います。この土日と祭日なんですけど、土曜日に泊まって日曜日に帰る、あるいは土曜日日曜日に泊まって月曜日に帰る、または日曜日に泊まって月曜日に帰る、これはいずれもよろしいということでしょうか。

【事務局A】(●●●●●●●●)

土曜日に泊まって日曜日に帰るは可能です。日曜日に泊まって月曜日に帰るのは、長野県の条例では不可です。月曜日が祝祭日になっている場合は、日曜日から月曜日にかけて泊まることはよいということです。また、金曜日から土曜日にかけての宿泊は不可となります。

【B委員】(●●●●●●●●)

そうしますと、実質的には土日と言いましても、土曜日だけとなるかと思えます。そうしますと、80日以内ということですが、通常祝日入れても30日から35日のこの日数にしかならないと思います。実質、軽井沢町では民泊はできない、やっても意味が無いというこ

とで条例ですが法的にも整理されていると思います。

そう致しますと、特に、県にいろいろお願いしてまた県から国にお話をしてもらってこれは結構なことだと思いますので予定どおり行っていただきたいと思いますが、実質的に軽井沢町で、民泊はできないという状況なっていると思います。

第一種低層住居専用地域は軽井沢町のどのくらいの面積でしょうか。

町が考える民泊は認めませんとホームページに書いてありますが、町内では民泊はできないのではないかと思いますか。

【副町長】（小林信嗣副町長）

行政区域になります、面積は15,603ヘクタールで、そのうち第一種低層住居専用地域は5,025ヘクタールになりますので、割合は32%ほどになります。

【事務局A】（●●●●●●●●）

捕捉で説明させていただきます。

お手元にお配りの『資料2-1』をお願いします。

2ページをお開きください。

こちらの民泊事業で、旅館業法と住宅宿泊事業法の区分けの説明をしておりますが、今、【B委員】（●●●●●●●●）の方からお話のありました上限180日規制ですとか、第一種低層住居専用地域がかかる部分は、表の右側の部分になります。

【B委員】（●●●●●●●●）からお話があったように、年間通して30日程度しか宿泊ができないというところですが、軽井沢町では、もともと住宅宿泊事業法による民泊は一切認めませんというスタンスで、第一種低層住居専用地域の中では民泊は行わないでくださいということで姿勢を貫いてきましたが、その中でも、県に届出がされてしまい、町内に今現在14施設の届出がされているところ。それ以外にも、無届で民泊を行っているのではないかという施設もありますので、こういったところも含めて、もっと厳しくしたいということで、県に要望をしているところです。

その一方、旅館業法の赤い部分は第一種住居地域でできる簡易宿所になりまして、こちらは従前から軽井沢に昔からありますペンション・民宿と同じくくりの簡易宿所の営業で一棟貸しの民泊形式でできると、今現在こちらにも、保健所の許可を取りながら、町の方にも土地利用行為の事前協議をしているのですが、その中でも、いざ営業を始めてみますと、苦情の際に管理人が10分で駆けつけるという対応を一切しないということで、苦情等が恒常化してしまっており

制限をかけないといけないというところで、赤枠の民泊事業の規制を強化したいという思いで県の方へ要望をしたところです。

【委員長】(●●●●●●●●)

それでは、報告事項ということになりますので、表決はとらずに次の議題に移らせていただきます。

式次第の議題(4)の件については先ほど事務局の方から変更の話がありましたので、議題の(5)に移ります。

議題 (5)その他

【委員長】(●●●●●●●●)

議題 (5)その他ですが、事務局からありますか。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

その他で1件お願いします。

『資料3』をお願いいたします。

令和7年度 軽井沢町自然保護対策優良事業「軽井沢 緑の景観賞」が決まりましたのでご報告させていただきます。

「軽井沢 緑の景観賞」は、『軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度要綱』に基づき毎年度1回公募しておりまして、軽井沢町自然保護審議会の認定部会での審査を行い、軽井沢町自然保護審議会の意見を聴取したうえで認定をしております。

本年度につきましては、一般住宅部門の応募が5件あり、審査の結果、2件の住宅が優秀賞として認定されました。

今後、景観賞の贈呈式を実施予定でございます。

すばらしい自然景観を後世に伝えていくためにも、引き続き制度の普及に努めていきたいと考えております。

説明は以上となります。

【委員長】(●●●●●●●●)

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問・ご意見等はございますか。

【委員長】(●●●●●●●●)

以上で本日の議題は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。ありがとうございました。

4. 閉 会

【事務局A】(●●●●●●●●)

【委員長】(●●●●●●●●)、議事進行ありがとうございました。
以上をもちまして、軽井沢町風俗審議会を終了いたします。
皆さまご協力ありがとうございました。